

医政発 0210 第 3 号
保 発 0210 第 4 号
令和 3 年 2 月 10 日

地方厚生（支）局長 }
都道府県知事 } 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」の一部改正について

医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについては、「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（令和 2 年 2 月 7 日医政発 0207 第 2 号、保発 0207 第 2 号。以下「通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、令和 3 年度薬価改定に伴い、中央社会保険医療協議会において、「薬価算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

記

1 中「「薬価算定の基準について」（令和 2 年 2 月 7 日保発 0207 第 1 号）第 2 章第 3 部 4 の」を「「薬価算定の基準について」（令和 3 年 2 月 10 日保発 0210 第 3 号）第 2 章第 3 部 4 の」に改める。

(参考)

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」(令和2年2月7日医政発0207第2号、保発0207第2号)の一部改正について
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 新医薬品の薬価基準収載手続き 新医薬品の薬価基準収載手続きは、次のとおりであること。 なお、「<u>薬価算定の基準について</u>」(令和3年2月10日保発0210第3号)第2章第3部4の新規収載品の薬価基準収載の手続き並びに第3章第6節の条件・期限付承認を受けた再生医療等製剤の特例の手続き及び第8節2本分なお書の薬価改定の手続きについても、これに準じて行うこと。 (1)～(6) (略) 2～4 (略) 別紙様式1～別紙様式8 (略)	1 新医薬品の薬価基準収載手続き 新医薬品の薬価基準収載手続きは、次のとおりであること。 なお、「<u>薬価算定の基準について</u>」(令和2年2月7日保発0207第1号)第2章第3部4の新規収載品の薬価基準収載の手続き並びに第3章第6節の条件・期限付承認を受けた再生医療等製剤の特例の手続き及び第8節2本分なお書の薬価改定の手続きについても、これに準じて行うこと。 (1)～(6) (略) 2～4 (略) 別紙様式1～別紙様式8 (略)